

インターネットバンキングでの預金等の不正な払戻しに関する
法人のお客様への被害補償について

新潟県信用組合（理事長：長谷川 了）は、インターネットバンキングでの預金等の不正な払戻しに関する法人のお客様への被害補償を下記のとおり開始いたします。

当組合は、今後もお客様に安心してご利用いただけるようサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 補償の概要

補償開始日	平成 27 年 6 月 1 日
対象となるお客様	当組合のインターネットバンキングをご契約されている法人のお客様
補償金額	1,000 万円（1 口座あたり） ※補償開始日以前に発生した被害も補償対象とします。
補償要件	①不正利用されたことに気づいてから直ちに当組合に通知が行われていること。 ②当組合の調査に対し、お客様より十分に説明が行われていること。 ③お客様から警察へ速やかに被害届が提出されていること。
補償対象とならない主な場合	①お客様の故意または重大な過失によって生じた損害の場合 ②お客様が当組合に虚偽の説明を行った場合 ③当組合への通知を被害発生日から 30 日以内に行わなかった場合 ④警察に被害届を出さない場合や、当組合の調査に協力いただけない場合 ⑤セキュリティ対策ソフトを導入していない場合や、導入していても最新の状態に更新していない場合 ⑥当組合が推奨するセキュリティ対策を実施していない場合

2. お客様へのお願い

当組合がご案内、ご推奨しておりますセキュリティ対策の導入等、不正な払戻し等の被害防止のための対策を実施していただきますようお願いいたします。

3. 被害に遭われた場合

万が一、身に覚えのない不審なお取引にお気づきの際は、ただちに当組合のお取引店舗または下記連絡先までご連絡ください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

新潟県信用組合

事務部（担当：山田・高山）

TEL 0120-531-1183